

標題

ディーゼル機関クランク室オイルミスト検出装置の設置要件について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0788  
発行日 2009年11月9日

各位

ディーゼル機関クランク室オイルミスト検出装置の設置要件は、これまで M0 船の「連続最大出力が 2,250kW 以上、又は、シリンダ径が 300mm を超えるディーゼル機関」に対してのみ適用されてきましたが、2009 年 10 月 30 日付の鋼船規則 D 編の一部改正により、非 M0 船に対してもその適用範囲が拡大されることとなります。この一部改正の適用対象は、以下のとおりとなることをお知らせいたします。

1. 2010 年 1 月 1 日以後に承認申込みがあったディーゼル機関、又は
2. 2010 年 1 月 1 日以後に建造契約\*が行われた船舶に搭載されるディーゼル機関  
\*建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement(PR) No.29(添付 1 参照)に定義されたものをいう。

なお、弊会におきましては、前記 1.にいう「2010 年 1 月 1 日以後に承認申込みがあったディーゼル機関」とは、同日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶に搭載されるディーゼル機関で、製造中登録検査の申込みの中に製造社名、機関型式、台数、定格出力及び定格回転数の記載のあるディーゼル機関を示します。

但し、2010 年 1 月 1 日より前に建造契約が行われた船舶に搭載されるディーゼル機関で、同日より前に、機関製造者から図面又は検査申込み(搭載船舶、機関型式、台数、定格出力及び定格回転数を記載した申込み)が提出された場合は、同日より前に当該ディーゼル機関の承認申込みがあったものとして取り扱います。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

規則改正に関するお問い合わせ

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 研究センター 開発部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-3(郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-6672

Fax: 043-294-6699

E-mail: dvd@classnk.or.jp

ディーゼル機関の承認及び審査申し込みに関するお問い合わせ

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. IACS PR 29(Rev.0, July 2009)

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0788

添付 1.

## IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文(正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.

The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1.及び 2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。